

社団法人苫小牧青年会議所 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、社団法人苫小牧青年会議所(英文名では TOMAKOMAI J
UNIORCHAMBER INCORPORATED)(以下「本会議所」
という。)と称する。

第 2 条 (事 務 所)

本会議所は、事務所を北海道苫小牧市表町 1 丁目 1 番 1 3 号 経済センター
ビルに置く。

第 3 条 (目 的)

本会議所は、地域社会および国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、
会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際親善を深め、世界の繁栄と
平和に寄与することを目的とする。

第 4 条 (運 営 の 原 則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を
行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第 5 条 (事 業)

本会議所は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の指導力開発及び能力の開発に関する研究並びに相互の連携に資する事業
- (2) 政治、経済、社会、文化等に関する調査、研究及びその改善に資する事業
- (3) 社会開発計画の推進に関する事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所、国内外の青年会議所、その他の諸
団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 6 条 (種 別)

本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 特 別 会 員
- (3) 名 誉 会 員
- (4) 賛 助 会 員

第 7 条 (資 格)

本会議所の会員資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 正 会 員

苫小牧市およびその近隣市町村に住所又は勤務先を有する満 20 歳以上満 40 歳
の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度中に制
限年齢に達するときは、その年度内は制限年齢を超えても正会員の資格を有す
る。

なお、既に、他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となる
ことができない。

(2) 特別会員

制限年齢を迎えた年の年度末までに正会員であった者。

(3) 名誉会員

本会議所に功労のあった者で、理事会の議決を経て推薦された者。

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、この発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認された者。

第 8 条 (入 会)

本会議所の会員になろうとする者は所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 この入会に関する事項は、総会において別に定める規則による。

第 9 条 (権 利)

正会員は、この定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

第 10 条 (義 務)

会員は、この定款に定めるもののほか、この定款に基づく規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

第 11 条 (入会金及び会費)

正会員及び特別会員は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を所定期日までに納入しなければならない。

3 前 2 項の入会金及び会費については、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、これを定める。

第 12 条 (休 会)

正会員は、やむを得ない理由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費はこれを免除しない。

第 13 条 (会員の資格喪失)

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 破産宣告又は成年被後見、被保左もしくは被補助の審判を受けたとき。

(5) 公民権の停止を受けたとき。

(6) 除名されたとき。

第 14 条 (退 会)

本会議所を退会しようとする会員は、未納会費を納入して、退会届を理事長に提出し、理事会において受理されなければならない。

第 15 条 (除 名)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員

に対し、議決する前に総会においてその事実があるかどうか弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入期限を過ぎても納入義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

第16条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第17条 (種類及び定款)

本会議所に、次の役員を置く

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 29人以上35人以内(理事長、副理事長、専務理事を含む)
- (5) 監事 2人又は3人

2 理事をもって民法上の理事とし、監事をもって民法上の監事とする。

第18条 (選任等)

役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届けなければならない。
- 4 監事に移動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届けなければならない。

第19条 (職務)

理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の所務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は北海道知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

第20条（任期）

役員の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第21条（解任）

役員が次の各号にのいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員とふさわしくない行為があると認められるとき。

第22条（報酬等）

役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第23条（直前理事長及び顧問）

本会議所に直前理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし所務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、総会においてこれを選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長及び顧問の任期、辞任及び解任は、第20条及び第21条の規定を準用する。

第4章 総 会

第24条（種別）

本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第25条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第26条（権能）

総会は、この定款で定めるもののほか、本会議所の運営に関する重要な事項を議決する。

第27条（開催）

定時総会は、毎年3回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第5項4号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

第28条 (招 集)

総会は、第19条第5項4号の規定により、監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第29条 (議 長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第30条 (定 足 数)

総会は、正会員の5分の3以上の出席がなければ開会することができない。

第31条 (議 決)

総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 (書面表決等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第33条 (議 事 録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数
 - (3) 出席した正会員数
 - (4) 審議事項および議決事項
 - (5) 議事の経過の概要およびその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

第34条 (種 別)

本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

第35条 (構 成)

理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 直前理事長及び顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第36条 (権 能)

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項
- 第37条 (開 催)
定例理事会は、原則として毎月1回以上開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第19条第5項第4号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。
- 第38条 (招 集)
理事会は、第19条第5項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。
- 第39条 (議 長)
理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した理事がこれに当たる。
- 第40条 (定 足 数)
理事会は、理事の5分の3以上の出席がなければ、開会することができない。
- 第41条 (議 決)
理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第36条1号の議事は、出席した理事の3分の2以上をもって決する。
- 第42条 (議 事 録)
理事会の議事録については、第33条の規定を準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 例会並びに室・委員会

- 第43条 (例 会)
本会議所は、原則として、毎月1回以上例会を開催する。
- 2 例会の運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 第44条 (室及び委員会の設置)
本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を調査、研究及び審議するために室及び委員会を設置する。
- 2 室及び委員会の設置に関する事項は、別に規定で定める。ただし、室は常設としない。
- 第45条 (室及び委員会の構成等)
室及び委員会は、室長1人、委員長1人及び委員若干名をもって構成する。
- 2 室長、委員長及び委員は、正会員の中から理事長が指名し、総会の承認を得て任命する。

- 3 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長、顧問を除き、原則として全員がいずれかの室および委員会に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

第46条 (会計年度)

本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第47条 (資産の構成)

本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 補助金
- (8) その他の収入

第48条 (資産の管理)

本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第49条 (経費の支弁)

本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

第50条 (事業計画及び予算)

本会議所の事業計画及び予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、北海道知事に届けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

第51条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第52条 (事業報告及び決算)

本会議所の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後1カ月以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3カ月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

第53条 (長期借入金)

本会議所が資産の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において5分の3以上の議決を経て、北海道知事に届けなければならない。

第54条 (会計区分)

本会議所の会計は、各会計年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理することが不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、基金となるべき収支により取得した財産の管理運営を経理する。

第55条 (財産の団体性)

会員は、その資格を喪失した場合、本会議所の財産に対し、いかなる請求権も有しない。

第8章 定款の変更及び解散

第56条 (定款の変更)

この定款は、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

第57条 (解 散)

本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第58条 (残余財産の処分)

本会議所が解散するときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を経て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第59条 (清 算 人)

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6カ月以内に清算人行ない、財産の処分方法を定め、総会の承認を得なければならない。

第60条 (解散後の会費の徴収)

本会議所は、解散後において清算完了の日までは、総会の議決を経、その債務を弁済するに必要な限度内において会費を解散の日現在の会費から徴収することができる。

第9章 事 務 局

第61条 (設 置 等)

本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局職員を置くことができる。
- 3 事務局職員は、理事長が理事会の議決を経て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第62条 (備付け帳簿及び書類)

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款その他の諸規則集
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 雑 則

第63条 (委 任)

この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、施行に関する規則等を定める。

第64条 (定款変更の届出)

定款を変更した場合に、変更部分を明示して、速やかに社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

附 則

この定款は平成7年1月1日から施行する。